**●暮らし**

**大崎市医療・介護資源マップが完成しました**

　市内の医療機関（医科・薬局を含む）や介護事業所を検索する機能を大崎市わが街ガイド（http://www2.wagmap.jp/osaki/Portal）に追加しました。

　医療機関の診療時間や場所、在宅訪問診療の有無など、条件を付して検索ができることに加え、介護事業所のサービス提供内容などを検索することができます。また、自宅から近い順に医療機関や介護事業所などを表示する機能もあり、目的地への経路検索も可能です。

　そのほかにも、診療科目やサービス種類、施設名称、地図など、目的に合った方法で検索することができます。

高齢介護課地域支援係 23-2511

**市道塚目西荒井線道路改良工事にともなう交通規制**

　北原工業団地から通じる市道塚目西荒井線道路改良工事にともない、交通規制を行います。通行の際は標識や誘導員の指示に従い、安全に通行してください。皆さんの協力をお願いします。

商工振興課企業立地担当 23-7091

**臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します**

　消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。

　3月上旬に対象と思われる人へ申請書を送付し、3月17日から受け付けを開始する予定です。詳しい内容は広報おおさき3月号に掲載します。

問い合わせ　臨時福祉給付金専用ダイヤル（23-6410）

社会福祉課地域福祉係 23-6012

**確定申告書作成会場を開設します**

　申告書の作成を支援するため、申告書作成会場を開設します。

　なお、確定申告は自宅で作成し、郵送での提出もできます。詳しくは、国税庁ウェブサイト確定申告書等作成コーナー（https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm）で確認してください。

**■申告書作成会場**

期間　2月16日～3月15日　9時～17時

場所　古川税務署

古川税務署 22-1711

**青色申告をはじめましょう**

　青色申告は、自分の経営を客観的に把握するために重要な方法です。税法上の優遇措置もあるので、早速取り組みましょう。3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出すると、平成30年の確定申告から個人で青色申告を始めることができます。

　また、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が予定されています。詳しくは、農林水産省ウェブサイト（http://www.maff.go.jp/）で確認してください。

東北農政局宮城支局　022-263-1111

**自動車に関する手続きを忘れずに行いましょう**

　所有する自動車を使わなくなった場合や他人に譲渡した場合、3月末までに運輸支局で抹消・名義変更の登録を行わないと、現在の名義人に平成29年度の自動車税が課税されます。また、住所変更をした場合は、運輸支局で登録手続き（車検証の住所変更）が必要です。

　3月は運輸支局での登録件数が多く、窓口が大変混雑します。できるだけ早めに手続きを済ませてください。なお、3月末までに住所変更の手続きができなかった場合は、県税事務所へ連絡してください。新しい住所に納税通知書を送付します。住所変更の連絡には、宮城県ウェブサイトの電子申請（http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/jushohenkoui.html）も利用できます。

県北部県税事務所 91-0705

**ゆとりをもって安全運転を行いましょう**

　宮城県内の高速道路で交通死亡事故が多発しています。車を運転する際は、ゆとりのある安全運転をお願いします。

　また、雪道では速度をおさえ、急ブレーキ、急ハンドル、急発進を控えた運転を心がけましょう。

注意事項　①安全速度を守る　②十分な車間距離をとる　③割り込みをしない　④わき見運転をしない　⑤路肩走行をしない

東日本高速道路株式会社東北支社仙台管理事務所 022-226-0631

**移住のための住宅建築や購入を支援します**

　若者の定住促進のため、市内に移住を考えている若者世帯が住宅を新築・購入する場合に補助金を交付します。

　詳しい内容や要件、申請方法などは、事前に建築住宅課にお問い合わせください。

申請期限　3月31日まで

補助金額　住宅ローンの10％（要件により限度額100万～190万円）

対象　次のすべてを満たす人

①住宅を新築または購入し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に大崎市外から市内に移住する夫婦または3月31日までに婚姻を予定している人　②3月31日の時点で40歳以下の人　③住宅を新築か購入するために10年以上の住宅ローンを借り入れる人

定員　先着15件程度

建築住宅課建築指導係 23-8057

**移住のために購入する住宅のリフォーム工事を支援します**

　若者の定住を促進するため、市内に移住を考えている若者世帯が住宅を購入した場合に実施する住宅リフォーム工事に補助金を交付します。

　詳しい内容や要件、申請方法などは、事前に建築住宅課にお問い合わせください。

補助金額　リフォーム工事費の1/3（要件により限度額40万～90万円）

対象　次のすべてを満たす人

①戸建て住宅やマンションなどを購入し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に大崎市外から市内に移住する夫婦または3月31日までに婚姻を予定している人　②3月31日の時点で40歳以下の人　③購入する住宅を業者を利用してリフォームする人　④申請前に工事に着手していない人　⑤リフォーム工事が3月31日までに終わる人

定員　先着14件程度

建築住宅課建築指導係 23-8057

**三世代が居住するための住宅リフォーム工事を支援します**

　市内に居住する人が市外に住む親族を迎え入れ、新たに三世代（親・子・孫）が居住するために行う住宅リフォーム工事に補助金を交付します。

　詳しい内容や要件、申請方法などは、事前に建築住宅課にお問い合わせください。

補助金額　リフォーム工事費の1/3（要件により限度額75万～125万円）

対象　次のすべてを満たす人

①大崎市内に住宅を所有し、居住している人　②市税の未納がない人　③平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、市外から移住する子と孫、または親がいる人　④リフォームする住宅に三世代が居住する人　⑤平成29年3月31日時点で、同居する家族に15歳以下の子か孫がいる人　⑥申請前に工事に着手していない人　⑦リフォーム工事が3月31日までに終わる人

定員　先着10件程度

建築住宅課建築指導係 23-8057

**勤労者生活安定資金融資**

　市内に居住または勤務する勤労者の皆さんに、生活資金などを融資する制度を設けています。

　詳しくはお問い合わせください。

**■生活資金**

限度額　100万円

返済期間　7年以内

貸付利率　年2.65%

**■教育資金**

限度額　300万円

返済期間　10年以内（据置期間5年以内を含む）

貸付利率　年1.65%

**■育児・介護休業者生活資金**

限度額　100万円

返済期間　7年以内（据置期間1年以内を含む）

貸付利率　年1.35%

融資対象者　共通事項の融資対象者要件を満たし、次のすべてを満たす人

①育児休業・介護休業を取得中の人、育児休業・介護休業を取得しようとする人で、現在の事業所に1年以上勤務し、休業終了後に同一事業所に復職する人　②融資申込日に、育児休業・介護休業終了予定日まで1カ月以上の期間がある人

**■共通事項**

融資対象者　次のすべてを満たす人

①市内に勤務先を有する人または市内に住所を有する人　②東北労働金庫の会員となっている人または会員となる資格を有する人

※融資には、連帯保証人または東北労働金庫が指定する信用保証機関の保証が必要です。

申込先　東北労働金庫古川支店

東北労働金庫古川支店 24-1400